

第1章 公共施設等の現況、将来の見通し及び課題 (本編P1~)

1.1 公共施設等の現況 【図1・図2】

1.1.1 公共施設等総合管理計画について

・全ての公共施設等の状況を把握したうえで、老朽化対策等の基本的な考え方を示し、「全体最適の実現」を目指すために策定するものです。

1.1.4 対象施設の現況と課題

- ・全市で 646 施設、約 160.8 万㎡の建築系公共施設(いわゆるハコモノ)を保有
 - ・学校・市営住宅で全体の約 72.3%
 - ・建築後 30 年以上の施設が約 58.6%
 - ・インフラ施設(橋りょう、上下水道管等)も老朽化
 - ・有形固定資産減価償却率は約 68%で年々増加傾向*
- ※ 償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を算出しており、この数値が高いほど償却済みの費用が多くなり、税制上の耐用年数に近い資産が多いことを示しています

1.1.2 計画期間

・「公共施設マネジメントのための基本的な方針」と同期間の令和44年度までとしますが、計画策定時の状況から大きな変化があった場合には、必要に応じて見直します。

1.1.3 対象施設

・本市が所有・賃借(リース等含む)する全ての建築系及びインフラ系公共施設を対象としています。

図1 建築系公共施設 建築年度別延床面積及び構成比 (令和3年3月31日時点)

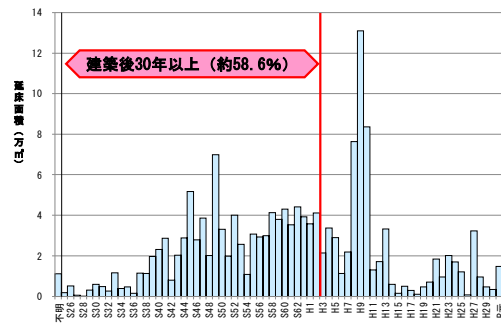


図2 インフラ系公共施設 保有量一覧 (令和3年3月31日時点)

施設分類	対象施設
道路施設	一般道路 973km、自転車歩行者道 12km、道路附属物
橋りょう施設	橋りょう 655橋
水路施設	指定水路 261km、溜池 5箇所、調整池 33箇所 等
公園施設	都市公園 531箇所、遊具・健康器具、植栽
上水道施設	管路 1,203km、浄水場 3箇所、配水所、配水池 等
工業用水道施設	管路 63km、浄水場 1箇所、取水場 等
下水道施設	管路 1,206km、浄化センター 3箇所、ポンプ場 15箇所 等

1.2 人口の現況と課題 【図3】

1.2.1 人口の動向及び少子高齢化の傾向

- ・長期推計では令和42年には、40.6万人と予測
- ・少子高齢化に伴い、生産年齢人口も減少

1.2.2 人口の将来展望

・最新の将来人口推計(令和27年までの30年間の推計値を算出)では、長期推計よりも人口減少が早まっている

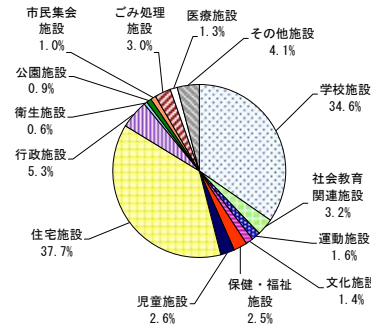
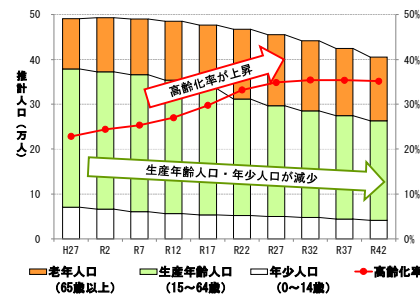


図3 西宮市将来人口推計 (西宮版人口ビジョン H27年度より)



1.3 財政の現況、将来の見通し及び課題 【図4・図5】

1.3.1 財政全般の現況

- ・生産年齢人口が減少し、今後市税の増収は期待できない
- ・高齢化に伴い社会保障関係経費が増大

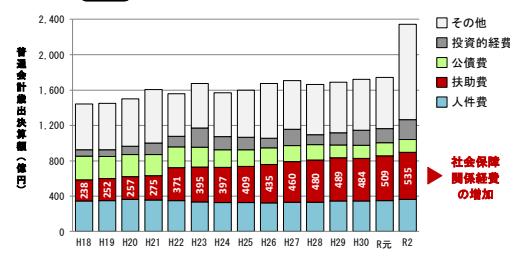
1.3.2 更新等費用・維持管理経費の見通しと課題

- ・更新・改修費用は今後50年間で約1兆2,676億円(試算)で、単純平均で年間約254億円*
- ※ 一般財団法人地域総合整備財団の試算ソフトによる試算(保有している施設を同じ規模で建替え・改修した場合)
- ・過去10年間(平成18~27年度)で投資的経費等に要した年間平均額約194億円の1.3倍

【第5次西宮市総合計画の事業計画との比較】

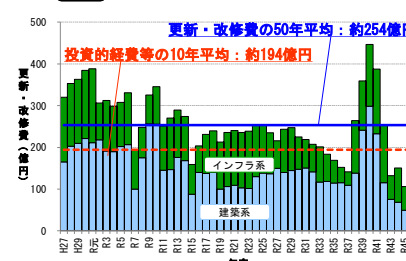
事業計画の計画期間である令和元~10年度の期間と比較すると、上記試算の更新費用約3,058億円に対して、事業計画における該当事業の合計は約2,663億円となります(約395億円の差)

図4 普通会計歳出決算額の推移



・扶助費とは高齢者・児童・障害者・生活困窮者などの支援に要する経費
・令和2年度の「その他」の経費は特別定額給付金事業の実施などによる増

図5 更新・改修費用の推計



第2章 公共施設等のマネジメントに関する課題及び基本的な方針

2.1 公共施設等のマネジメントに関する課題 (本編P21~)

《課題》

今後、老朽化した公共施設等の更新や維持管理に多額の費用がかかりますが、それらに使える財源に余裕がなくなることが予測されます。

《方向性》

今後、公共施設等の更新・改修を行う際には、その必要性を十分検討し、経費を抑制していくとともに、戦略的な保全計画を立てて、単年度に発生する費用の平準化を図る必要があります。

【財務】

公共施設等の維持更新にかかる費用の抑制、無駄の排除

《課題》

建築後30年以上経過した公共施設が多いため、適切な修繕や改修を行っていかなければ、予期せぬ不具合が発生する可能性が高まり、更新・改修サイクルの短縮を招くだけでなく、市民サービスの質の低下につながる懸念があります。

《方向性》

次世代に向けた良好な社会資本を形成するために、計画的保全により公共施設等の状態を安全で快適に保ちつつ、機能的・社会的な劣化の改善や環境にも配慮し、長寿命化を図る必要があります。

【品質】

公共施設等の安全・安心・快適性、環境保全性の確保

《課題》

今後の財政状況を考えた場合、保有している公共施設を現状と同じ規模で更新することは困難になることが想定されます。

《方向性》

後は財政負担の軽減が求められる中で、サービスの質をできるだけ落とさずに経費削減をしつつ、施設総量の見直しを図る必要があります。

【供給】

行政需要の変化に見合う施設の供給のあり方、量の見直し

第2章 公共施設等のマネジメントに関する課題及び基本的な方針

2.2 公共施設等のマネジメントに関する基本的な方針 (本編 P22～)

《ハコモノ》 建築系公共施設(学校、公民館、図書館など)

ハコモノは次の4つの最適化方針に基づいた取組みを実施します。

【維持管理の最適化】～上手に使う～

維持管理経費の圧縮を図るとともに、施設の状態を良好に保ち、施設の快適性を高めます。

【施設性能の最適化】～長く大事に使う～

計画的な保全により劣化の進行を遅らせ、長期にわたり安全に使用できるようにします。

【施設機能の最適化】～とことん使う～

有効活用されていない施設は用途転用や複合化など、施設の再配置を進めます。

【施設総量の最適化】～身の丈に合わせる～

保有施設の適正量を見極め、余剰となる施設の再編・処分等を行うことで総量の縮減を図ります。

【建築系公共施設】財務・品質・供給に関する基本的な考え方

建築系公共施設における4つの方針を踏まえつつ、公共施設マネジメントの取組みにあたって必要となる財務・品質・供給の3つの視点に対応させ、基本的な考え方と目標を示します。

- ・維持管理をより効率的に実施することで、経費の圧縮を図ると共に、施設の状態を良好に保ち、施設の快適性を高めます。
- ・総量縮減と長寿命化を進めることで更新費及び維持管理経費の圧縮を図ります。
- ・計画的な修繕や更新を行うことで、単年度に発生する費用の分散・平準化を行います。
- ・計画的な保全のための財源(公共施設保全積立基金)確保を行います。
- ・施設整備を検討する際には、施設整備を行う場合と賃借や民間施設等の活用を行う場合を比較し、ライフサイクルコストでより効率的な方法を検討します。
- ・指定管理者制度、PFI等のPPP手法を導入し、民間企業やNPO法人、自治会等といった多様な主体との協働のもとに、民間活力の導入に努めます。
- ・標準化された仕様書、管理マニュアルに基づく管理体制を確立します。

- ・既に建築されている建築系公共施設については、中長期的視点から計画的な保全整備を行うことで、劣化の進行を遅らせ、長期に亘って使用できるようにします。
- ・今後建築する建築系公共施設については、空間の自由度や躯体の耐久性を高めることで、より長期間の使用が可能となるよう検討します。
- ・施設の長寿命化に向けた計画的保全の実施体制を確立します。
- ・施設の整備等において、脱炭素化の推進のために省エネルギー・省資源化の取組みを進めます。

- ・施設の性能・機能や将来的な需要などを踏まえて保有施設の適正量を見極め、余剰となる施設の再編・処分等を行うことにより総量の縮減を図ります。
- ・有効活用されていない施設については、将来的な需要も視野に入れながら、用途変更や複合化など施設の再配置を進めます。
- ・機能再編を図ることにより、施設の利用満足度を高めます。

【数値目標】

施設総量(延床面積)を平成21年度比で、令和14年度までに3.26%以上縮減、44年度までに20%以上縮減します。

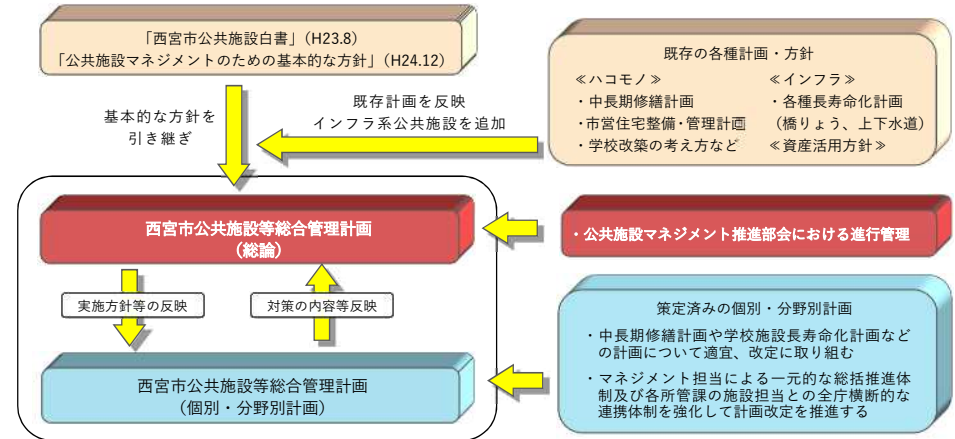
《インフラ》 インフラ系公共施設(道路、橋りょう、上下水道など)

【安全性を優先した計画的な維持管理】

インフラ系公共施設は総量の縮減や統廃合は困難なため、長寿命化や維持管理経費の削減といったライフサイクルコスト削減のための方策を講じながら、安全性を優先した計画的な維持管理を実施します。

インフラ系公共施設は、それぞれの施設が特殊性をもっているため、第3章の分野別計画で考え方を示します(本編 P122～)。

更なる公共施設マネジメントの推進に向けて



西宮市行政経営改革本部の部会として設置している「公共施設マネジメント推進部会」において本計画の進行管理を行うとともに、一元的なマネジメントの推進体制の構築を図ります。合わせて、未利用地の利活用や、民間活力を取り入れた施設の有効活用手法等も検討していきます。

第3章 施設類型ごとのマネジメントに関する基本的な方針 (本編 P31～)

3.1 建築系公共施設のマネジメントに関する基本的な方針

【対象施設】 学校施設、社会教育関連施設、運動施設、文化施設、保健・福祉施設、児童施設、住宅施設、行政施設、衛生施設、公園施設、市民集会施設、ごみ処理施設、医療施設、その他施設

3.2 インフラ系公共施設のマネジメントに関する基本的な方針

【対象施設】 道路施設、橋りょう施設、水路施設、公園施設、上水道施設、工業用水道施設、下水道施設

※施設類型ごとの管理に関する基本的な方針については、本編第3章(P31～)をご参照ください。

